

トピックス

改正



「2022年 労働法改正 振り返り」

2022年度もまだ半分しか経過していませんが、労働法もたくさん改正されています。再度、改正に対応できているか確認しましょう。

1. パワハラ防止対策の義務化 (2022.4.1 改正 労働施策総合推進法)	
すべての企業	「事業主の方針の明確化およびその周知・啓発」措置の対応はできていますか？
すべての企業	「相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備」措置の対応はできていますか？
すべての企業	「その他の措置（相談者・行為者のプライバシー保護や相談したこと等による不利益取り扱いの禁止）」の対応はできていますか？
2. 一般事業主行動計画の策定義務対象拡大 (2022.4.1 女性活躍推進法改正)	
101人以上の企業	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出をしていますか？
3. 一般事業主行動計画の策定義務対象拡大 (2022.7.8 女性活躍推進法改正)	
101人以上の企業	自社の女性活躍に関する情報公開義務について把握していますか？
4. 育児休業等 (2022.4.1 育児介護休業法改正)	
すべての企業	「育児休業を取得しやすい雇用環境の整備」のために、いずれかの措置を講じていますか？ ①育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施。 ②育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備等（相談窓口の設置）。 ③自社の労働者の育児休業・産後パパ育休の取得事例の収集・提供。 ④自社の労働者の育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知。
すべての企業	「妊娠・出産（本人又は配偶者）の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置」のために、周知・意向を確認するために方法や体制（周知文章の作成や申し出があった際の対応フローなど）を整備していますか？
5. 出生時育児休業の創設 (2022.10.1 育児介護休業法改正)	
すべての企業	出生時育児休業（産後パパ育休）の創設について対応（就業規則の改定及び労働基準監督署への届け出、労使協定の締結、社内様式の整備、従業員への周知・研修等）していますか？
6. 育児休業の分割取得 (2022.10.1 育児介護休業法改正)	
すべての企業	育児休業の分割取得について対応（就業規則の改定及び労働基準監督署への届け出、労使協定の締結、社内様式の整備、従業員への周知・研修等）していますか？
7. 社会保険の適用拡大 (2022.10.1 厚生年金保険法・健康保険法改正)	
被保険者数101人以上の企業	以下の要件すべてに該当する短時間労働者について、社会保険の加入対象としていますか？ ①週の所定労働時間が20時間以上 ②月額賃金が8.8万円以上（残業代・賞与・臨時的な賃金等は含みません） ③2か月以上の雇用見込みがある ④学生でない

人事・労務

「改正職業安定法 労働者の募集ルールが変わりました」



2022年10月1日より職業安定法が改正され、労働者の募集ルールが変わりました。求人については特にトラブルになりやすいので、気を付けましょう！

1. 求人等に関する情報の的確な表示が義務付けられました

求人企業に対して、①求人情報 や ②自社に関する情報 の的確な表示が義務付けられました。

- 虚偽の表示・誤解を表示させる表示はしてはいけません。
- 求人情報を正確・最新の内容に保たなければなりません。

◆対象となる手段

- 以下の様々な広告・連絡手段が的確な表示の対象となります。

新聞・雑誌・その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出・頒布、書面、ファックス、ウェブサイト、電子メール・メッセージアプリ・アプリ等、放送（テレビ・ラジオ等）、オンデマンド放送 等

◆正確かつ最新の内容に保つ義務

- 以下の措置を講じるなど、求人情報を正確・最新の内容に保たなければなりません。

- ・募集を終了・内容変更したら、速やかに求人情報の提供を終了・内容を変更する。
- ・求人メディア等の募集情報等提供事業者を活用している場合は、募集の終了や内容変更を反映するよう速やかに依頼する。
- ・いつの時点の求人情報が明らかにする。
- ・求人メディア等の募集情報等提供事業者から、求人情報の訂正・変更を依頼された場合には、速やかに対応する。

2. 個人情報の取扱いに関するルールが新しくなりました

求職者の個人情報を収集する際には、業務の目的を明らかにしなくてはなりません。

◆業務の目的の明示

×	・グループ企業の採用の選考にも使用するにもかかわらず、「自社の採用選考のために使用します」と表示
○	・「当社の募集ポストに関するメールマガジンを配信するために使用します」と表示 ・「面接の日程に関する連絡に使用します」と表示

フクシマ社会保険労務士法人

労働保険事務組合 広島経営者同友会 / 広島一人親方同友会

〒730-0805 広島市中区十日市町1丁目1-9 相生通り鷹匠ビル2F

TEL : 082-293-8102 FAX : 082-293-8104

E-mail : info@jinji-fuku.jp URL : http://www.jinji.fuku.jp

